

居宅届マニユアル

久留米市介護保険課 計画・給付チーム

作成日：令和6年4月1日

最終更新日：令和6年8月20日

内容

第 1 居宅サービス計画作成等依頼届出書.....	3
1 居宅サービス計画作成等依頼届出書とは	3
2 登録できる事業所と対象者.....	4
3 届出のタイミング	5
4 届出のタイミング(例)	6
5 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて	7
6 届出書の種類	8
7 届出書の受理から発送までの流れ.....	9
8 登録日	10
9 提出期限	11
10 暫定サービス利用の場合	12
11 暫定サービス利用の場合(例)	13
12 提出先と給付管理をする事業者	14
第 2 介護予防ケアマネジメント依頼届出	15
1 介護予防ケアマネジメント依頼届出書とは.....	15
2 登録できる事業所と対象者・届出のタイミング	16
3 届出時の注意点	17
4 届出受理から発送までの流れ.....	20
5 提出期限・提出先.....	21

第1 居宅サービス計画作成等依頼届出書

1 居宅サービス計画作成等依頼届出書とは

介護保険制度では、高齢者の心身状況等に応じた適切なサービスが提供されるよう、専門的な識見を持つ者によるケアマネジメントという仕組みが設けられています。

この仕組みに基づいて、要介護(支援)認定を受けた人が居宅サービス¹を適切に利用するために、居宅事業所²および包括³のケアマネジャー⁴は、ケアプラン⁵を作成します。

利用者が、事業所等にケアプラン作成を依頼して、居宅介護支援(介護予防支援)を受けることをあらかじめ市に届け出ることで、当該計画に基づいて利用したサービスの給付は現物給付⁶となり、事業所等は、ケアプラン作成料⁷を請求することができるようになります。

1 介護予防サービスまたは居宅介護サービスのこと。

2 居宅介護(介護予防)支援事業者のこと。

3 地域包括支援センターのこと。

4 介護支援専門員のこと。

5 居宅(介護予防)サービス計画書のこと。

6 事業者・施設が利用者に代わり保険者から支払いを受ける方式。

7 居宅介護支援費または介護予防支援費のこと。

2 登録できる事業所と対象者

事業所種別	要介護認定者 (居宅介護支援)	要支援認定者	
		(介護予防支援)	(介護予防ケアマネジメント)
久留米市地域包括支援センター		○	○
居宅介護支援事業所	○		
介護予防支援事業所 ¹		○	P7参照
小規模多機能型居宅介護事業所	○		
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		○	
看護小規模多機能型居宅介護事業所	○		

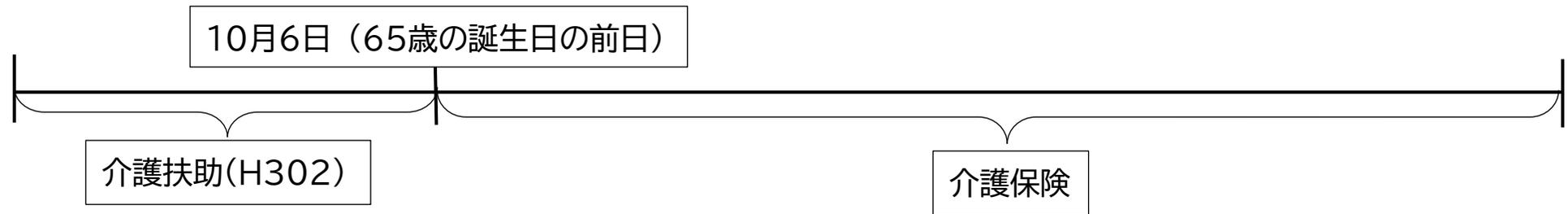
1 市から指定を受けて介護予防支援を行う居宅介護支援事業所のこと。

3 届出のタイミング

- (1) 被保険者が初めて居宅サービスを利用するにあたり、ケアプラン作成を依頼した事業所等がケアプランを作成するとき
- (2) 認定区分が変わったとき(要介護→要支援、要支援→要介護)
※同一の小規模多機能型居宅介護事業所や介護予防支援事業所が引き続き担当する際も、改めて提出が必要です。
- (3) ケアプランの作成を依頼する事業所等を変更するとき
※従前の事業所等からの承認が必要。「新規・変更年月日」は、変更後の事業所が、給付管理を始める日です。
- (4) 要支援者で、サービス内容が変更になったとき¹ ([P7参照](#))
- (5) 保険者が変更になったとき(転居など)
- (6) 生活保護の方(H302)が年齢到達により(65歳)により介護保険の被保険者になるとき(例1)
- (7) 久留米市内の住所地特例対象施設に入所中の要支援被保険者(他市が保険者)についてケアプランを作成するとき ※保険者の様式で提出

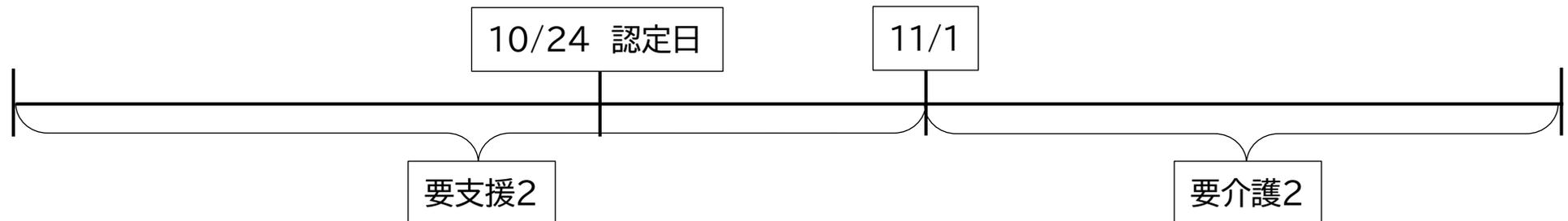
1 要支援者で、介護予防・日常生活支援総合事業のみの利用か予防給付と併せての利用かが、月によって異なる場合のこと。どちらの場合も包括(もしくは包括から委託を受けた事業所)が給付管理をする場合については、提出不要です。

(例1) 生活保護受給者で介護扶助を受けていた人(H302から始まる番号を持っている人)が、10月7日で満65歳となり、介護保険の被保険者となった場合(事業所は10月7日以降も同じ事業所を利用)。



- 介護扶助から介護保険に切り替わる際には、誕生日の前日より介護保険の被保険者として資格取得となるため、資格取得日である10月6日から居宅サービス利用月の月末である10月末までに居宅届等を提出。

(例2) 10月31日まで要支援2の認定を持っている、介護予防サービス利用中の被保険者が、10月7日に更新申請を行い、10月24日に要介護2の認定が下りた場合(11月1日より介護サービスを利用予定)。



- 11月中に事業所が居宅届等を提出。事業者と利用者の契約が済んでいる場合は、認定結果が出た10月24日以降の10月中に「新規・変更新年月日」の欄に11月1日と記入して居宅届等を提出することも可能。

5 介護予防支援と介護予防ケアマネジメントについて

要支援者のプランは、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、サービス事業¹のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、令和6年度より新たに指定介護予防支援事業者として居宅介護支援事業所が行うことができる業務は、「介護予防支援のみ」です。

(例)

利用月	サービス	プラン	事業所
1月	訪問型サービス（サービス事業） ショートステイ（予防給付）	介護予防支援	指定介護予防支援事業所
2月	訪問型サービス（サービス事業）	介護予防ケアマネジメント	包括支援センター
3月	訪問型サービス（サービス事業） ショートステイ（予防給付）	介護予防支援	指定介護予防支援事業所

⇒月毎にプランが異なることで、給付管理する事業所も異なるため、1. 2. 3月それぞれの事業所で居宅届の提出が必要です。

プランが介護予防支援から介護予防ケアマネジメントに変更になる場合、包括支援センターと利用者との契約が改めて必要です。介護予防ケアマネジメントに変更になる可能性がある利用者については、事前に包括支援センターへ相談をしてください。

1 介護予防・生活支援サービス事業のこと。

6 届出書の種類

第9号様式

居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

久留米市長 あて

下記の居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、地域包括支援センターに居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成、介護予防ケアマネジメントの作成を依頼することを届出します。

年 月 日

区分
新規・変更

被 保 険 者 氏 名 _____ 被 保 険 者 番 号 _____

居宅届 (第9号様式)

(居宅サービス計画作成依頼届出書)

要介護(支援)認定を受けた被保険者用の様式。

包括から事業者等が委託を受けた要支援認定者の方は、包括を登録します。

第10号様式

小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼(新規・変更)届出書

久留米市長 あて

下記の小規模多機能型居宅介護等に居宅サービス計画、介護予防サービス計画の作成を依頼することを届出します。

年 月 日

区分
新規・変更

小規模依頼届 (第10号様式)

(小規模多機能型・看護小規模型居宅介護サービス計画作成依頼届出書)

要介護(支援)認定を受けた、小規模・看護小規模を利用する被保険者用の様式

第12号様式

居宅届取下げ届出書

久留米市長 様

下記のとおり、居宅サービス計画等の作成依頼を取り下げます。

年 月 日

フリガナ		被保険者番号	0	0	0	0			
被保険者氏名		個人番号							
住 所	〒 _____	生 年 月 日							

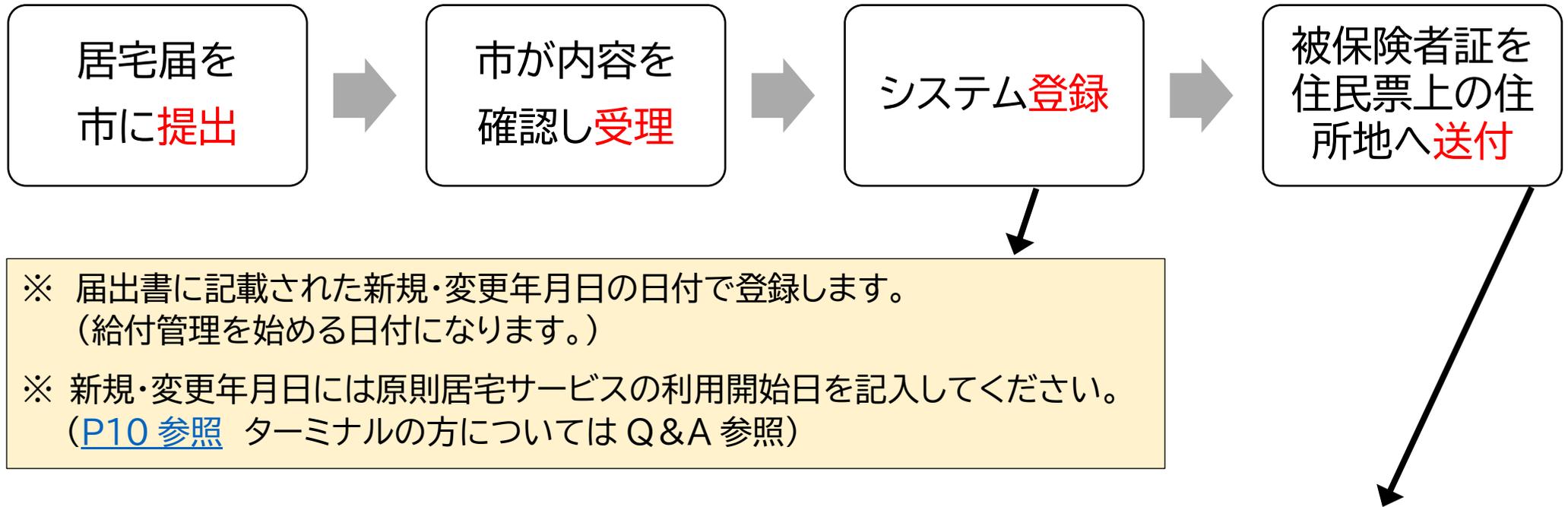
取 下

取下げ届 (第12号様式)

(居宅届取下げ届出書)

事業者等の登録を削除するときに使用する様式。

7 届出書の受理から発送までの流れ



- ※ 届出書に記載された新規・変更年月日の日付で登録します。
(給付管理を始める日付になります。)
- ※ 新規・変更年月日には原則居宅サービスの利用開始日を記入してください。
([P10 参照](#) ターミナルの方については Q&A 参照)

- ※ 被保険者証には、事業者名と届出年月日（受付日）を印字します。
- ※ 被保険者証の窓口での受け取りについては、事前に被保険者と窓口受取について合意している場合に限ります。
- ※ 発送は、受理日から約3営業日後です。ただし、電子申請で土日祝に届け出た場合は、翌営業日を受理日とします。

8 登録日

原則

サービス開始日

※「サービス開始(変更)年月日」欄に記載してください。

※月額包括報酬対象サービスにおいて日割請求をする場合で、起算日を契約日として算定する必要があるケース等、特別な事情がある場合については、**契約日でも受付可能**とします。

※届出の際に、サービス開始日が確定していない場合については、**サービス開始予定日でも受付可能**ですが、その後実際のサービス開始日と異なった場合については、介護保険課に相談の上、改めて届け出を提出していただく必要があります。

9 提出期限

原則

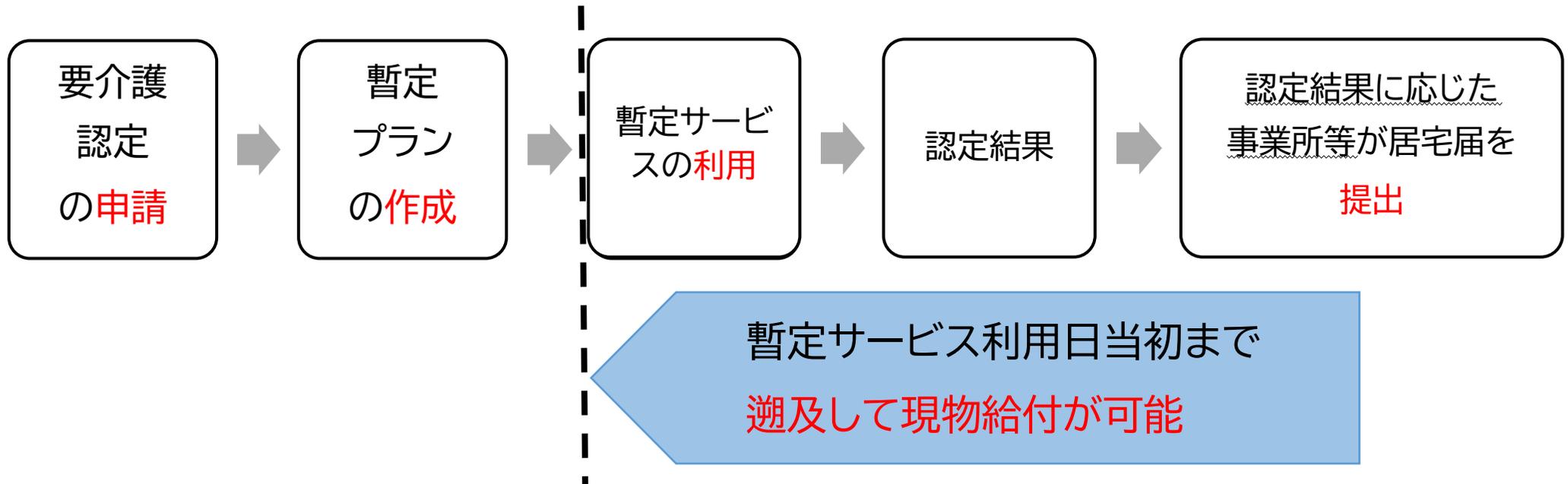
サービスの

利用開始日の月末までに提出

※暫定サービス利用の場合 [\(P12参照\)](#) については認定結果後に提出

※暫定サービス利用以外で月を跨いで提出する場合は、個別にご相談ください。

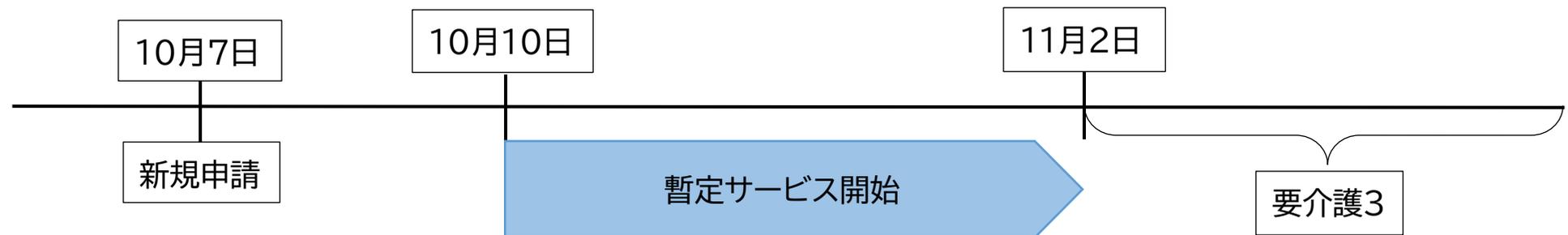
10 暫定サービス利用の場合



- ※ 認定結果に応じた暫定ケアプランが、暫定サービス利用時に作成されていた場合に限り遡及します。
- ※ 暫定ケアプランの作成については、届出書において確認します。
- ※ 暫定ケアプランがない場合は、全額自己負担となる可能性がありますので、適切なケアマネジメントを行ってください。(Q&A 参照)

11 暫定サービス利用の場合(例)

(例3) 被保険者が新規申請を10月7日に行い、見込みが困難だったため、居宅介護支援事業所が包括と連携をとり、それぞれで暫定プランを作成した。10月10日より暫定サービスの利用を開始し、その後の11月2日に要介護3の認定がおりた場合。



●認定結果が出た11月2日以降、速やかに居宅介護支援事業所より提出(認定結果が要支援の場合は、包括より提出)。認定結果に応じた暫定ケアプランを、暫定サービス利用時に適切に作成していた場合については、届出のチェック欄にチェックして提出。

※暫定で居宅サービス利用をする場合は、自立判定や見込以下の判定が出た場合の自己負担が発生するリスクについて、利用者によく説明を行ってください。

※認定結果後、すみやかに本プランを作成してください。

12 提出先と給付管理をする事業者

提出先

窓口 提出	市役所本庁舎6階介護保険課 各総合支所市民福祉課、各市民センター
郵送 提出	〒830-8520 福岡県久留米市城南町15番地3 久留米市健康福祉部介護保険課 計画給付チーム行
オンライン 提出	https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SdsJuminWeb/NaviWholeList ※取下げ届(第12号様式)は窓口または郵送で提出してください。

給付管理をする事業者

変更前事業所	月末時点事業所 (サービス利用あり)	変更前事業所 でのサービス利用	給付管理をする 事業所
包括・事業所 (A)	包括・事業所 (X)	なし	包括・事業所 (X)
		あり	
小規模等事業所 (B)	包括・事業所 (X)	なし	包括・事業所 (X)
		あり	
小規模等事業所 (B)	小規模等事業所 (Y)	なし	小規模等事業所 (Y)
		あり	
包括・事業所 (A)	小規模等事業所 (Y)	なし	小規模等事業所 (Y)
		あり	包括・事業所 (A)

第2 介護予防ケアマネジメント依頼届出書

1 介護予防ケアマネジメント依頼届出書とは

基本チェックリストを受けて総合事業¹の対象となった人²が、サービス事業を利用する場合は、包括が当該事業対象者の介護予防ケアマネジメントを担います。

事業対象者は、包括に介護予防ケアマネジメントを依頼したことを市に届け出るため、ケアマネジメント依頼届³を市に提出します。

-
- 1 介護予防・日常生活支援総合事業のこと。
 - 2 以下「事業対象者」という。
 - 3 介護予防ケアマネジメント届出書のこと。

2 登録できる事業所と対象者・届出のタイミング

登録できる
事業者

事業者種別	事業対象者
久留米市地域包括支援センター ※原則、居住地の地域を管轄する包括	○

- ※ 要支援者がサービス事業を利用する場合は居宅届を提出してください。
- ※ 指定介護予防支援事業者は登録できません。

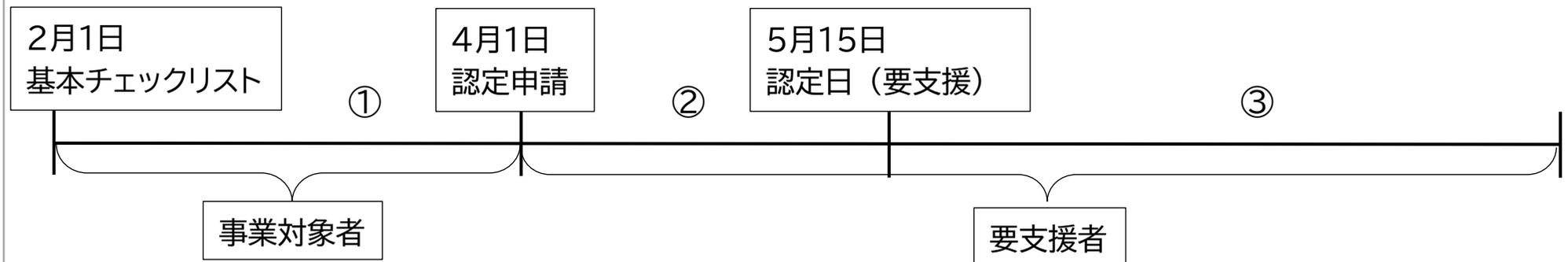
届出を行う
タイミング

- (1) 事業対象者が初めてサービス事業を利用するにあたり、包括が介護予防ケアマネジメントを担当するとき
- (2) 市内転居等で担当する包括が変わるとき
- (3) 要介護(支援)認定期間が終了した被保険者が、基本チェックリストを受けて事業対象者となったときケアマネジメントを担当するとき
- (4) 久留米市の住所地特例施設に入所中の事業対象者(他市が保険者)について、ケアプランを作成するとき ※保険者の様式で提出

3 届出時の注意点

○事業対象者がサービス事業利用と並行して要介護(支援)認定申請を行った場合

(例4) 要支援の認定が出た場合→要支援の認定日は申請日に遡ります。認定日を開始日とする居宅届を包括及び介護予防支援事業所等が提出してください。

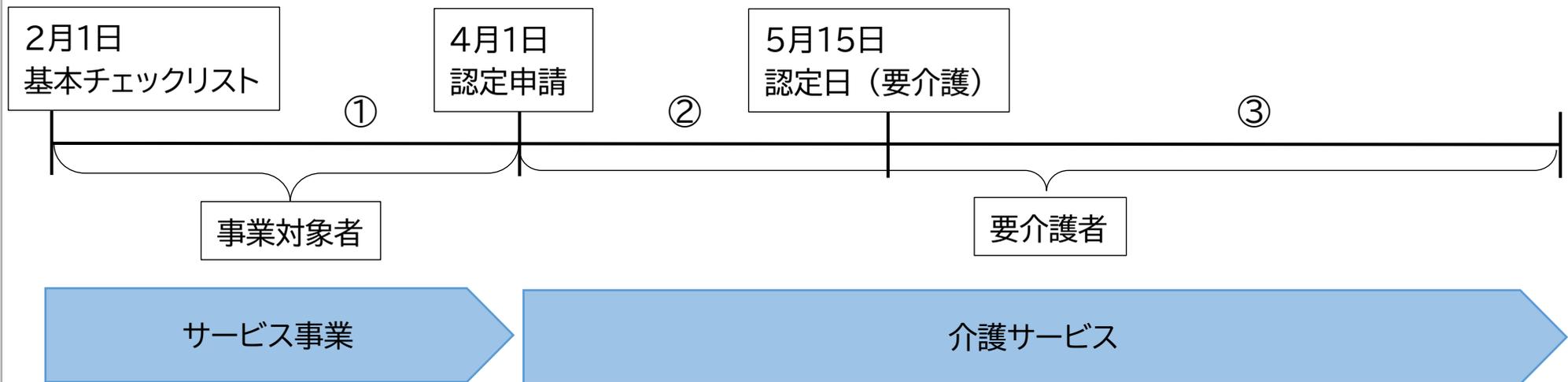


- ①の期間は事業対象者としてサービス事業の給付が可能
- ②の期間は要支援者としてサービス事業の給付が可能
- ③の期間は②と同じ

- 基本チェックリストを受けた2月1日からサービス事業利用開始月の月末までに、包括がケアマネジメント依頼届を提出。
- 認定日以降の5月15日以降に速やかに居宅届を提出。認定結果に応じた暫定ケアプランを、暫定サービス利用時に適切に作成していた場合については、届出のチェック欄にチェックして提出。

(例5) 要介護の認定が出た場合

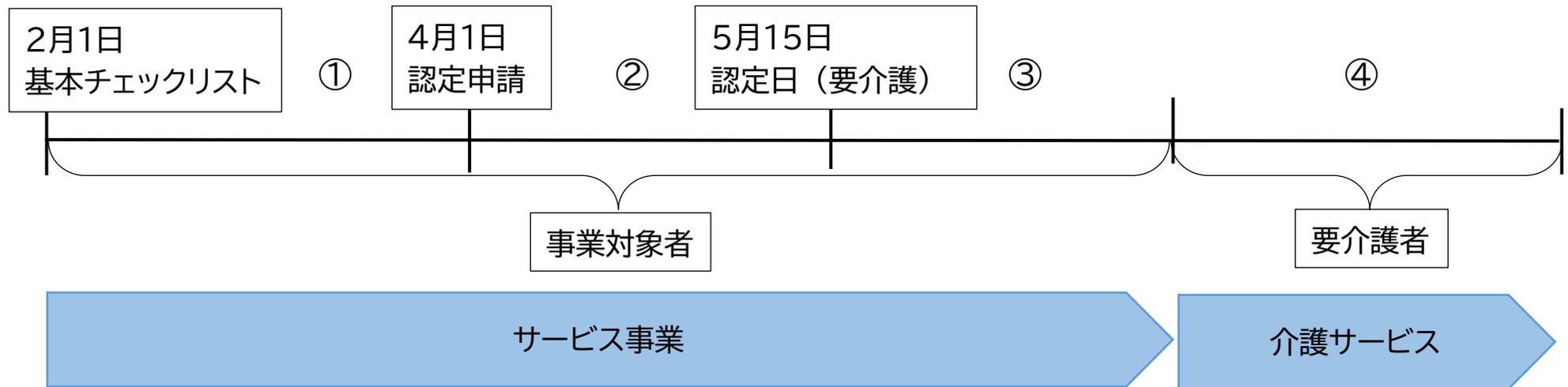
原則として要介護の認定が出た場合も、認定日は申請日に遡ります。ただし、総合事業の費用が全額利用者負担となることを避けるため、例外的に介護サービス利用を開始するまでの間、事業対象者としてサービス事業の利用を継続することが可能です。介護給付のサービス利用を開始する月内に、事業所が居宅届等を提出してください。



①の期間は事業対象者としてサービス事業の給付が可能

②、③の期間は認定申請の日に遡って、要介護2のため、介護サービスとなる。

(例6) 要介護の認定が出た場合(特例)

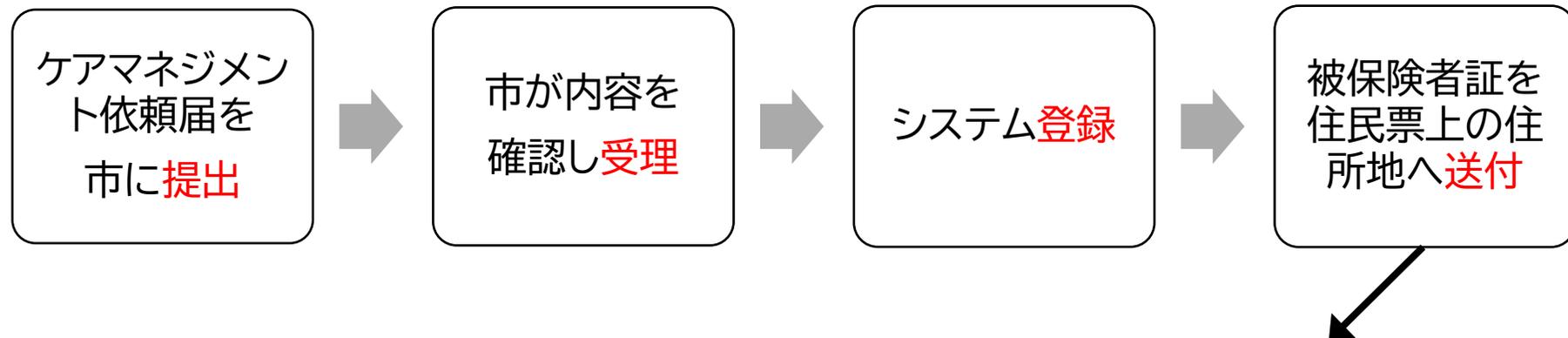


- ①の期間は事業対象者としてサービス事業の給付が可能
- ②の期間を事業対象者として取り扱う場合は、サービス事業の給付が可能
- ③の期間は介護サービスの利用を開始するまでの間は、事業対象者として給付が可能
- ④の期間は要介護者として介護サービスを利用

●基本チェックリストを受けた2月1日からサービス事業利用開始月の月末までに、包括ケアマネジメント依頼届を提出。

●②のみまたは、②③を事業対象者として取り扱う場合は、5月15日から月末までの間に居宅届を提出。

4 届出受理から発送までの流れ



※ 被保険者証には、担当包括名と届出年月日が印字されます。届出年月日の日付については、以下の通りとなります。

サービス開始日と基本チェックリスト実施日が同月の場合

→基本チェックリスト実施日

サービス開始日が基本チェックリスト実施日の翌月以降の場合

→サービス開始日の属する月の初日(1日)

※ 被保険者証の窓口での受け取りについては、事前に被保険者と窓口受取について合意している場合に限りです。

※ 発送は、受理日から約 3 営業日後です。ただし、電子申請で土日祝に届け出た場合は、翌営業日を受理日とします。

5 登録日・提出期限・提出先

登録日

サービス利用開始日

提出期限

サービスの **利用開始日の月末までに提出**
(基本チェックリスト実施日以降)

※未来日での提出も可能

※暫定サービス利用以外で月を跨いで提出する場合は、個別にご相談ください。

提出先

[🔗 13ページと同じ\(クリックでジャンプします。\)](#)

※ ただし、介護予防ケアマネジメント依頼届出書につきましては、各市民センターでは受け付けておりませんので、ご注意ください。